

## 建築物

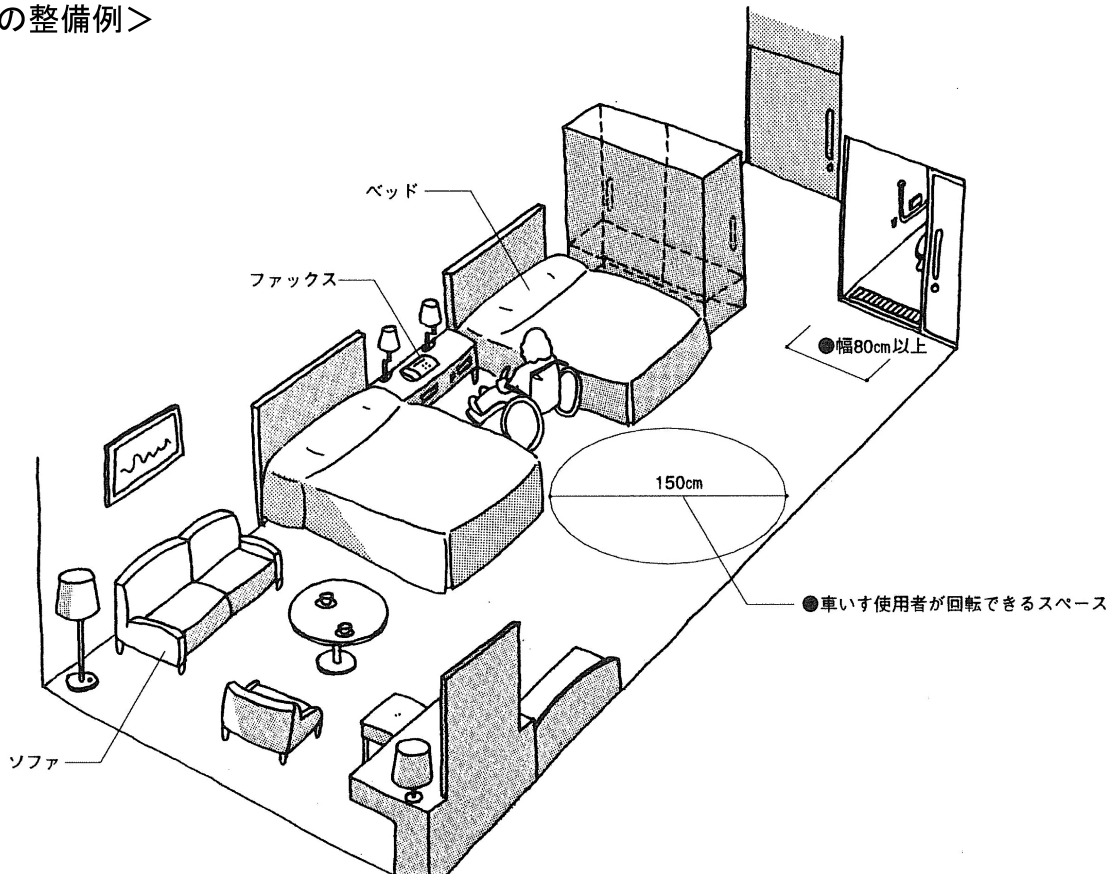
### 〔9〕 客室等（客室及び寝室）

#### ●基本的な考え方●

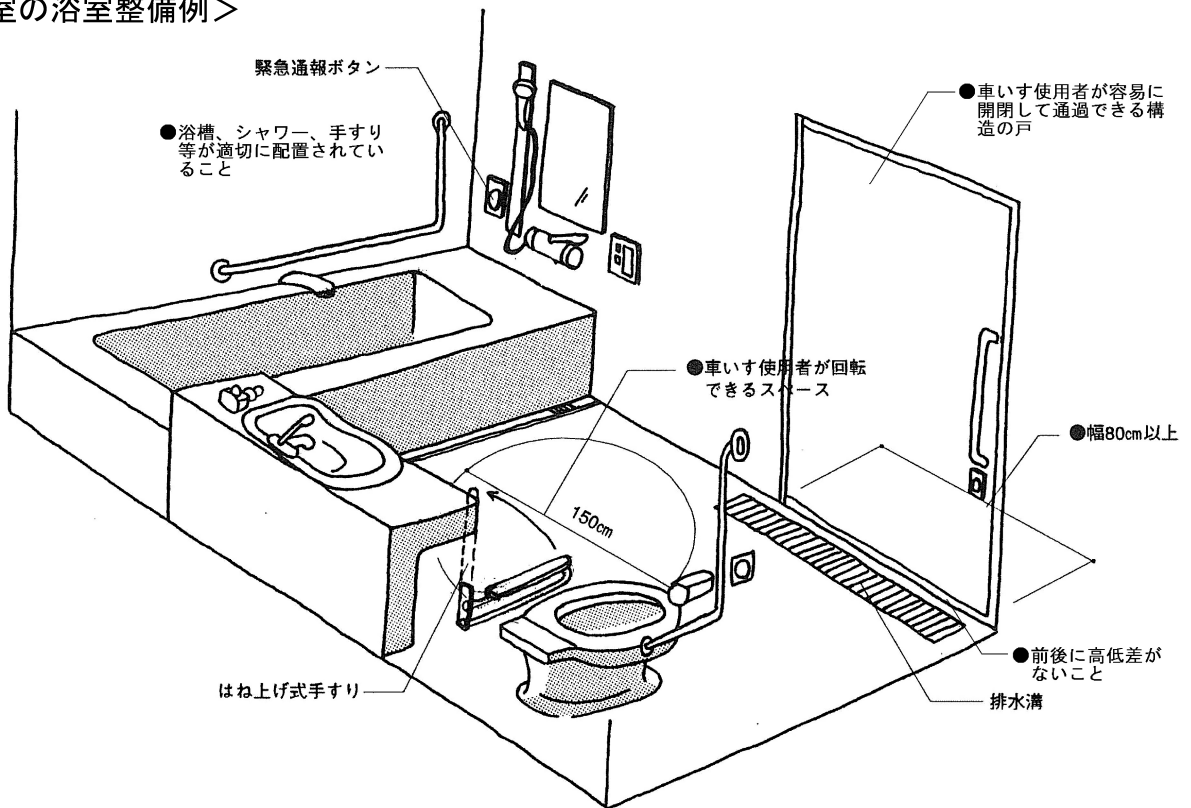
社会福祉施設や宿泊施設においては、車いす使用者や視聴覚障害者が利用しやすい客室及び寝室の整備が必要です。特に、非常時の誘導や避難に配慮する必要があります。

項目	●通常の整備基準 ★経路の整備基準 ○バリアフリー法誘導基準	整備基準の解説
(1) スペース	● (1) 室内は、高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること。	⇒一定規模以上に限定したのは設計の自由度が大きく、多数の者が利用する公共的側面が強い客室又は寝室を有する建築物に限り、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した客室等の設置を義務づけるものである。 ⇒客室は様々な平面計画が考えられることから、具体的な床面積等の数値等は規定しない。少なくとも、ベット回り、出入口回り、便所・洗面所・浴室内において、車いすが余裕をもって回転できるスペースを確保することを求めている。
(2) 便所	● (2) 便所は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室等が設けられている階に〔8〕の項(1)に定める構造の便所を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設ける場合には、この限りでない。 ア 車いす使用者用便房が設けられていること。 イ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に定める構造とすること。 (ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。	⇒「〔1〕移動等円滑化経路」の項(1)イを参照
(3) 浴室	● (3) 浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）は、次に定める構造とすること。ただし、当該客室等が設けられている建築物にこれと同等以上に円滑に利用できる浴室等が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合には、この限りでない。 ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。 イ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ウ 出入口は、(2)のイに定める構造とすること。	

<客室の整備例>



<客室の浴室整備例>

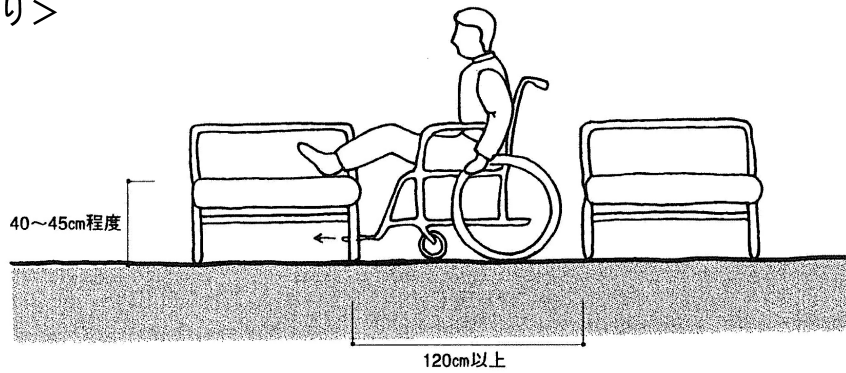


- ：通常の整備基準
- ：誘導基準
- 無印：計画・設計上の配慮事項
- ★：移動等円滑化経路の整備基準

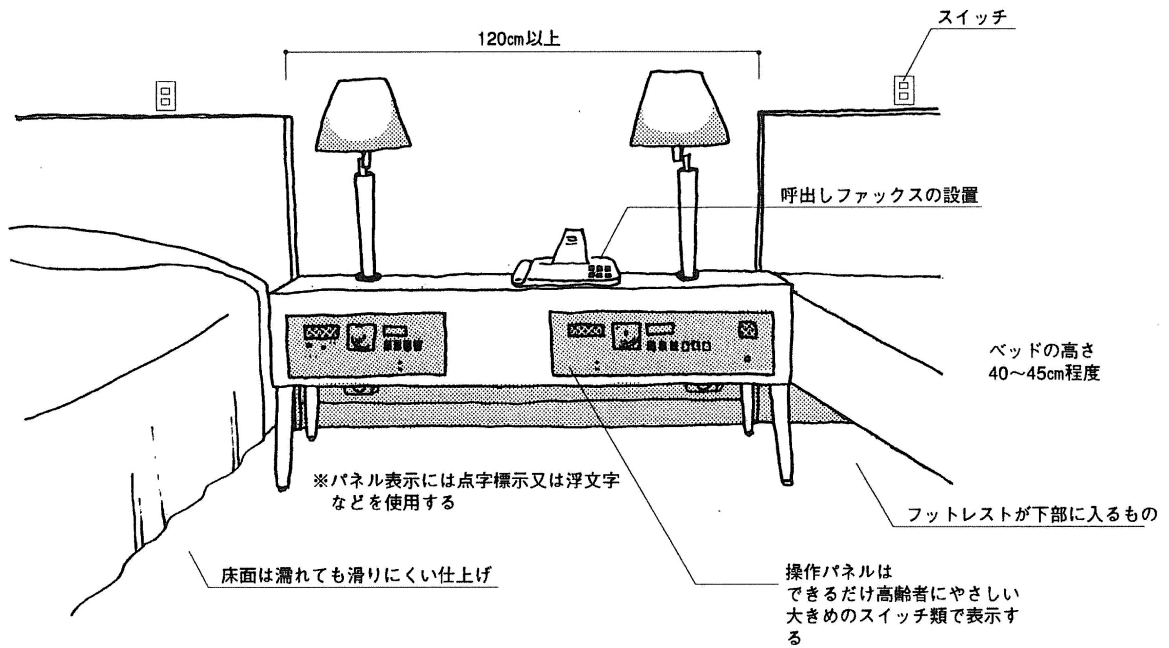
## ■計画・設計上の配慮事項■

設置	①車いす使用者、視聴覚障害者の利用に配慮した客室の数は次の通りとする。 全室数が 200 室以下の場合 全室数×1/50 室以上とする。 全室数が 200 室を超える場合 全室数×1/100+2 室以上とする。
スペース	①ベッド回り、出入口回り、便所・洗面所・浴室において、車いすが余裕をもって回転できるスペース（Φ=150cm 以上）を確保する ②車いす使用者が利用できる客室は、介助者と一緒に宿泊できるように、最低 2 台のベッドを並べる。
ベッド	①ベッドの高さは、車いすの座面の高さ（40～45cm）とし、車いすのフットレストが下部に入るものとする。 ②ベッド横の側面スペースは、120cm 以上確保する。
床面	①床面は濡れても滑りにくい仕上げとし、転倒したときに衝撃の少ない材料を用いる。 ②車いすの移動に支障のないよう毛足の長いじゅうたんなどを避ける。
諸設備	①コンセント、スイッチ、収納棚などは車いす使用者が利用できる高さ及び位置とする。 ②照明はベッド上からも点滅できるものとする。 ③浴室、便所、洗面所などには、非常呼出しボタンなどを設置する。
案内・誘導	①客室、寝室など施設内の設備、備品への点字案内や点字表示、声の案内、室名の点字表示、手で覚知できる浮き文字による表示など、視覚障害者の利用に配慮する。 ②呼出し用の回転灯設置やファックスの設置など、聴覚障害者の利用に配慮する。 ③聴覚障害者や視覚障害者への就寝中の情報伝達に配慮し、音声、バイブレーターの振動、光の点滅等により非常時を知らせる装置を設ける。（共通事項[4]緊急時の設備の項を参照）

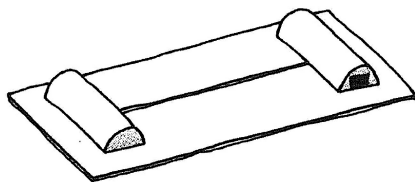
<ベッド周り>



<ベッドサイドキャビネット周り>

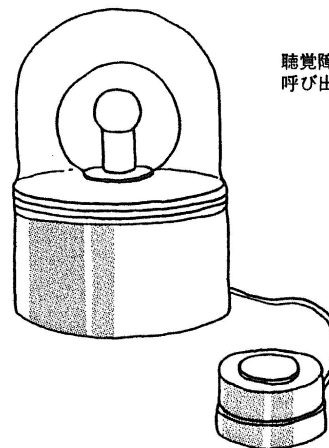


<案内・誘導例>



聴覚障害用バイブレーターの例  
タイマーのセットで目覚まし時間や警報などを振動で知らせるものでまくらの下に置く。

<呼び出し用回転灯の例>



聴覚障害者の呼び出し用回転灯

- : 通常の整備基準
- : 誘導基準
- 無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準

# 建築物

## 〔10〕 客席

### ●基本的な考え方●

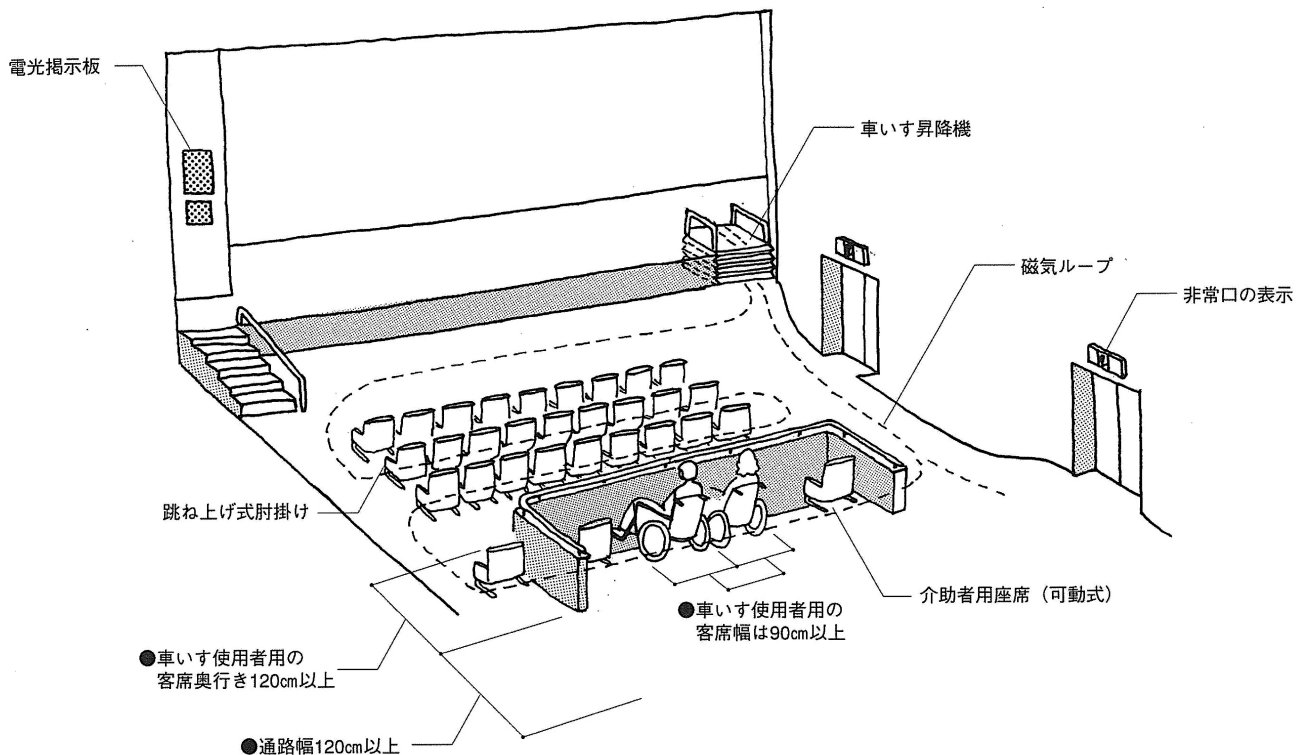
だれもが、観劇や音楽鑑賞、スポーツ観戦などを手軽に楽しめるように各種施設は整備されなければなりません。このため、出入口から容易に到達でき、かつ見やすい位置に車いす使用者が円滑に利用できる客席を設ける必要があります。

項目	●通常の整備基準 ★経路の整備基準 ○バリアフリー法誘導基準	整備基準の解説
(1)スペース	●(1) 車いす使用者用の席の幅を 90cm 以上、奥行きを 120cm 以上とすること。	⇒「車いす使用者が利用できる席」とは、劇場等において車いすのままに観覧できるスペースをいう。 ⇒「席の幅 90cm」は、車いすがすれ違える寸法の 1/2 (1 台分) であり、「奥行き 120cm」は、電動車いすが収まる寸法である。
(2)床面	●(2) 車いす使用者用の席の床は、水平であること。	
(3)通路の構造	●(3) 客席を有する室の〔2〕の項に定める構造の出入口から車いす使用者用の席に至る通路のうち、1 以上の通路は、次に定める構造とすること。  ア 幅は、120cm 以上とすること。  イ 高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けること。  (7) 勾配は、12 分の 1 (傾斜路の高さが 16cm 以下の場合にあっては、8 分の 1) を超えないこと。  (イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	⇒車いす使用者用客席の区画までの経路については、基本的には廊下等に求められるものと同様の性能を求めるものである。 ⇒「幅 120cm」は車いすの通行幅の 90cm に、人間が車いすと出会ったときに横向きになってやり過ごす 30cm の幅を加えたもので、松葉杖使用者が円滑に通過できる寸法でもある。 ⇒水平距離 12m に対し、垂直方向へ 1 m 上がることを意味している。 ⇒「1/8」とは、建築基準法施行令第 26 条における傾斜路の勾配の基準である。

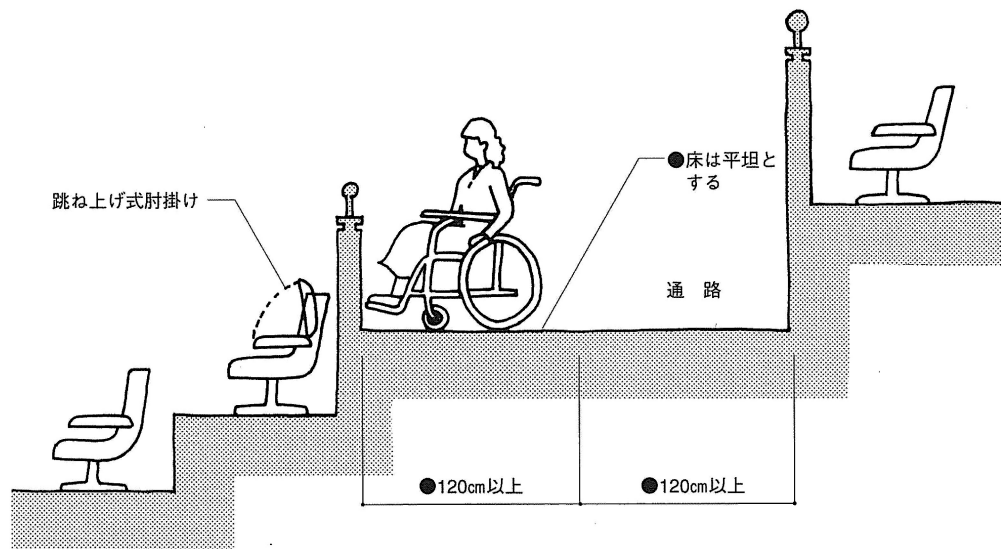
### ■計画・設計上の配慮事項■

設置	①車いす使用者の利用に配慮された席は、見やすく、出入口から容易に到達でき、かつ非常時に避難しやすい位置に設ける。
	②車いす使用者が利用できる席の数は 全席数が 200 席以下の場合      全席数×1/50 席以上とする。 全席数が 200 席を超える場合      全席数×1/100+2 席以上とする。
座席	①転落防止のために、ストッパー等を設置する。 ②通路側の座席の肘掛けは、下肢障害者や杖使用者が利用しやすいよう跳ねあげ式とする。

<車いす使用者用客席>



<車いす使用者用客席（断面）>



●：通常の整備基準    ○：誘導基準    無印：計画・設計上の配慮事項  
 ★：移動等円滑化経路の整備基準

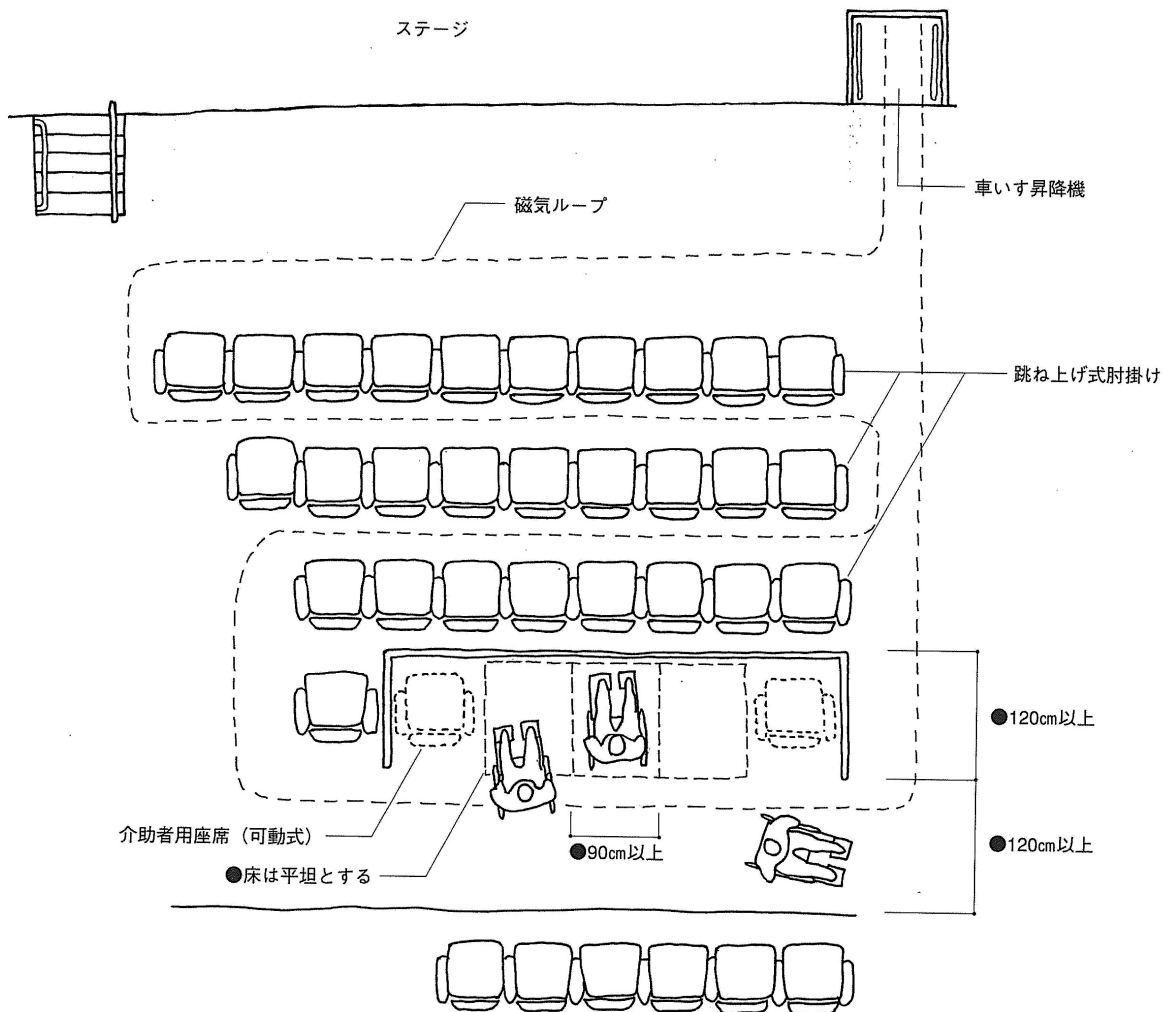
## 補聴設備

- ①聴覚障害者のために、赤外線送受信装置、磁気誘導ループなどの集団補聴装置を設ける。
- ※赤外線送受信装置： 対象エリアに赤外線送出機を設置し、聴覚障害者に受信機を装着してもらい、赤外線ライトの照射エリア内に入って信号を受信させることにより、会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを直接聞き取ることができる装置をいう。専用受信機は、ヘッドホンまたは補聴器と組み合わせて使用することができる。
- ※磁気誘導ループ： 磁気ループアンテナを床面に敷設（設置場所の状況に応じて敷設部分を覆う。）し、そのエリア内において、磁気ループから発生する電磁波を、聴覚障害者が装着している補聴器の誘導コイルで受信させることにより、劇場・公会堂などの観覧席で会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを聞き取ることのできる装置をいう。

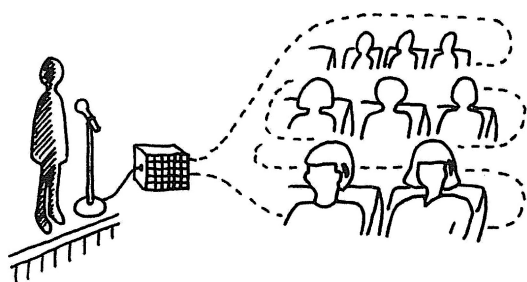
## 舞台・楽屋

- ①高齢者、障害者等が主催者や演技者である場合に、その利用に配慮した舞台、楽屋とする。

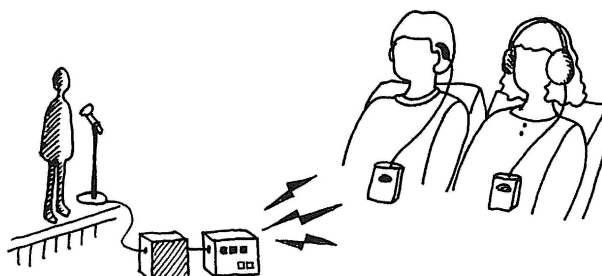
<車いす使用者用客席（平面）>



<磁気ループシステム>



<赤外線システム>



- ：通常の整備基準      ○：誘導基準      無印：計画・設計上の配慮事項
- ★：移動等円滑化経路の整備基準



# 建築物

## 〔 1 1 〕 案内表示

### ● 基本的な考え方 ●

高齢者、障害者等が目的の場所に安全かつ確実に到達できるよう、障害の特性に応じた案内板等の表示により、適切な情報提供を行う必要があります。また、案内板等の設置にあたっては、車いす使用者や他の歩行者の妨げとならないよう配慮する必要があります。

項 目	● 通常 の 整備 基準 ★ 経 路 の 整備 基準 ○ バリアフリー法誘導基準	整備基準の解説
(1) 標 識 の 設 置	● (1) 移動等円滑化の措置が取られたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、次に定めるところにより、それぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示する標識を設けること。 ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格 Z8210 に定められているときは、これに適合するもの）であること。	⇒ 車いす使用者用である旨の表示は車が駐車すると隠れてしまうような箇所ではなく、立て看板等の見やすい方法で表示する必要がある。あわせて、駐車場入口からの誘導のための表示についても配慮する。 ⇒ 文字の大きさや色彩、明度差等による認識しやすい表示とする。 ⇒ 日本工業規格 Z8210 については、日本工業標準調査会のホームページ（ <a href="http://www.jisc.go.jp/index.html">http://www.jisc.go.jp/index.html</a> ）で閲覧できる。
(2) 案内板等の設置	● (2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備で、高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいよう設置場所、高さ、文字の大きさ等表示に配慮したものを設けること。 ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所若しくは駐車施設の配置を容易に視認でき、又は案内所を設ける場合は、この限りでない。	⇒ 車いす使用者が見やすい高さについて、例えば触知図案内板の高さを床据えつけ型にあつては 90～95cm、壁据えつけ型にあつては 100cm 程度とする。
(3) 視覚障害者用案内設備	● (3) 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を次のいずれかの方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。 ア 点字 イ 文字等の浮き彫り ウ 音による案内 エ アからウまでに掲げる方法に類するもの	
(4) 避難誘導	● (4) 次のア又はイに掲げる避難口の上部又はその直近の避難上有効な箇所に避難用の誘導灯を設ける場合においては、点滅型誘導音装置付誘導灯を設置する等視覚障害者及び聴覚障害者の誘導に配慮したものとすること。 ア 屋内から直接地上へ通ずる出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の	⇒ 誘導音装置付誘導灯は、煙で汚染された階段室等へ誘導することがないように、煙感知器が作動したときは、誘導音声は停止するようにされている。

	<p>出入口)          イ 直接地上へ通ずる出入口のある階又は地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）の出入口（附室が設けられている場合にあつては、当該附室の出入口）</p>	
--	---	--

< J I S 規格 >

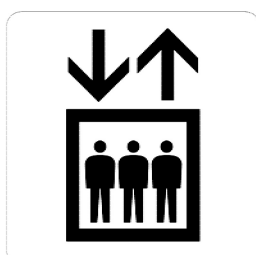
● 日本工業規格 Z 8210 については、日本工業標準調査会のホームページ (<http://www.jisc.go.jp/index.html>) で閲覧できる。

< 標準案内用図記号 >

交通エコロジー・モビリティ財団により、標準案内用図記号が定められている。その内代表的なものを下記に掲載する（下記のもの全て J I S 規格）。



● 身障者用設備  
 Accessible facility

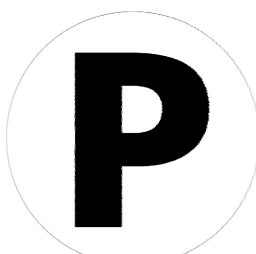


● エレベーター  
 Elevator



● エスカレーター  
 Escalator

※障害者が利用できる建築物・施設を示す国際シンボルマーク（（財）日本障害者リハビリテーション協会「国際シンボルマーク使用指針」より）



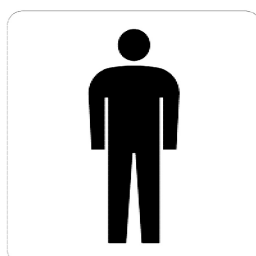
● 駐車場  
 Parking



案内所  
 Question & answer



● お手洗  
 Toilets



● 男子  
 Men



● 女子  
 Women

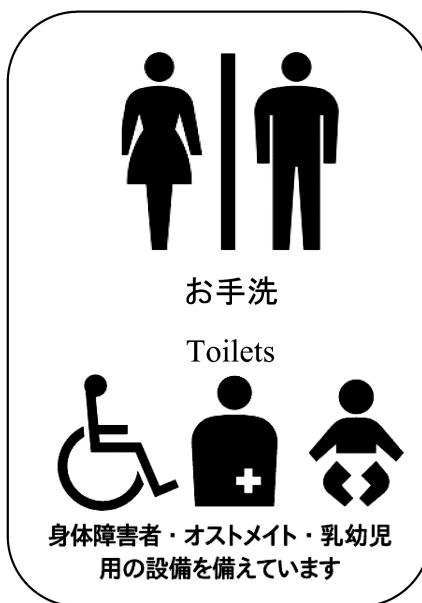
●：通常の整備基準    ○：誘導基準    無印：計画・設計上の配慮事項  
 ★：移動等円滑化経路の整備基準

## <オストメイト対応表示等>



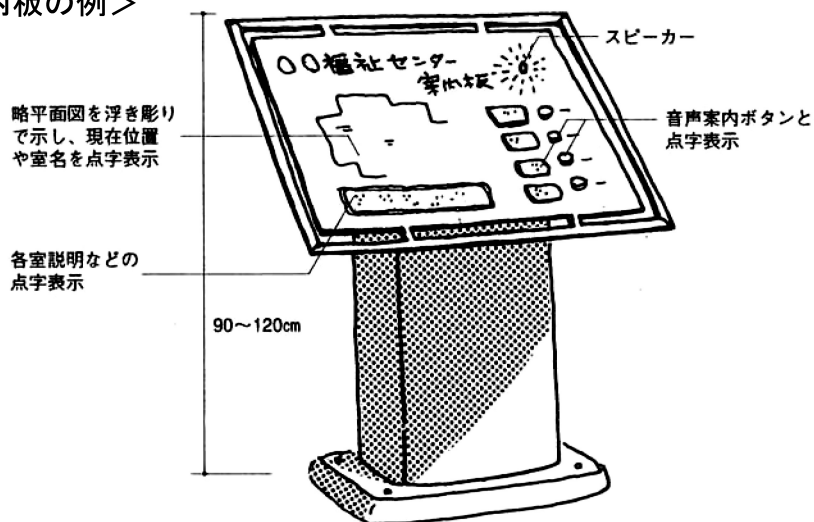
### ●オストメイト対応

※社団法人日本オストミ  
ー協会のホームページ  
(<http://www.joa-net.org/contents/wc/index.htm>) より



多目的トイレの  
表示例

## <触知図、音声付案内板の例>



## ■計画・設計上の配慮事項■

### 案内板

- ①文字や記号は大きく太い書体とし、地板の色とのコントラストをつけるようにする。
- ②表面に光沢のあるもの及び彩度の高すぎるものは見えにくいので注意する。
- ③表示板は、車いす使用者にとって見やすい位置・高さに取り付ける。
- ④視覚障害者の通行の支障となるため、原則として通路に単独標識を置かない。
- ⑤突出型の室名札を設ける場合、視覚障害者の支障とならないよう下端190cm以上とする。
- ⑥建物概要等を示す掲示、案内板は、玄関付近に見やすくかつ通行の支障にならないよう設置する。

### その他

- ①案内板、サイン、音声、光、線状ブロック等、点状ブロック等を効果的に組み合わせ、適切な誘導が行われるよう配慮する。

<国際シンボルマーク>



大きさ：10cm角以上  
45cm角以下

色：原則として青地に白マーク  
あるいはその逆とし、  
対比の明確なものとする。

国際シンボルマーク使用条件

玄関：地面と同じ高さにするほか、階段の代わりに、または階段のほかにスロープ（傾斜路）を設置する。

出入口：80cm以上の幅とする。回転ドアの場合は別の入口を併設する。

スロープ：傾斜は1/12以下とする。室内外を問わず、階段の代わりにまたは階段のほかにスロープを設置する。

通路・廊下：130cm以上の幅とする。

トイレ：利用しやすい場所にあり、外開きドアで、仕切り内部が広く、手すりがついたものとする。

エレベーター：入口幅は80cm以上とする。

<その他の案内板の例>

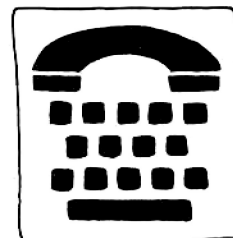
障害者用スロープを示すマーク



視覚障害者を表示するマーク



聴覚障害者用電話サービス装置



(1984年、世界盲人連合が制定)

(TDD)を示す国際シンボルマーク

盲導犬同伴可能な  
施設を示すマーク



聴覚障害用のアクセスを  
示す国際シンボルマーク



# 建築物

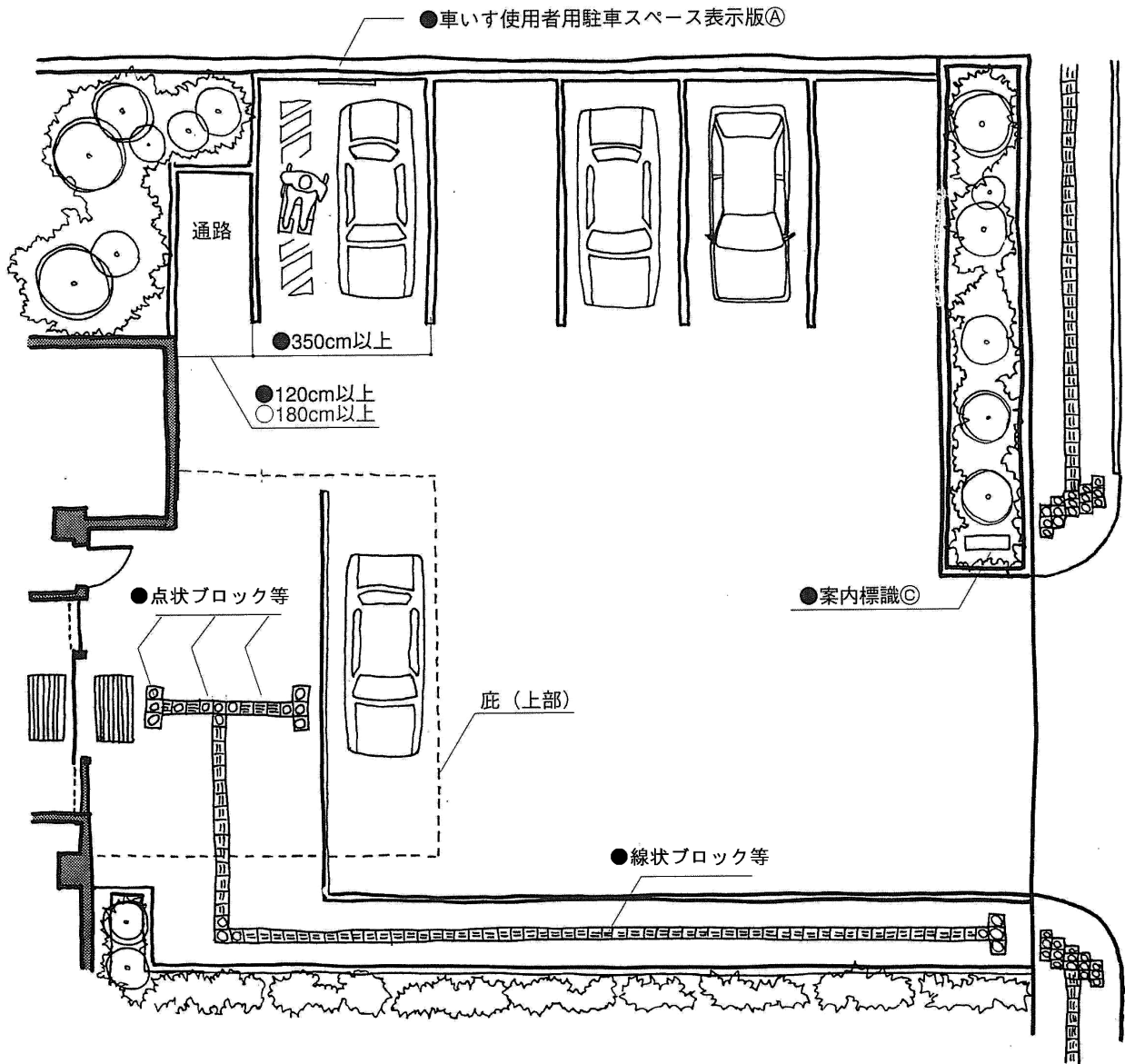
## 〔12〕 駐車場

### ●基本的な考え方●

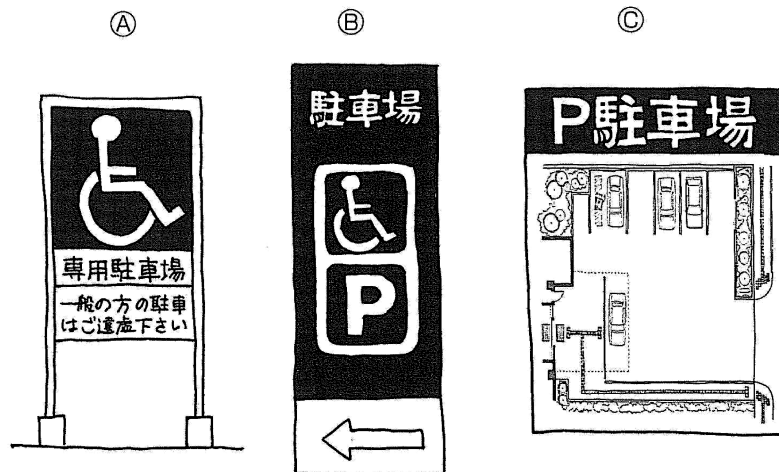
自動車は高齢者、障害者等の移動手手段としてきわめて重要です。車いす使用者が出入りできる玄関のなるべく近くに、車いす使用者が利用できる駐車場を設ける必要があります。

項目	●通常の整備基準 ★経路の整備基準 ○バリアフリー法誘導基準	整備基準の解説
(1) 車いす使用者用駐車施設の設置	●(1) 利用者の用に供する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を設けること（機械式駐車場並びに共同住宅、寄宿舍及び下宿を除く。）。  ○車いす使用者用駐車施設の数は、駐車場の全駐車台数が200以下の場合にあっては、当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が200を超える場合にあっては、当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上とする。	⇒建築物に1以上の車いす使用者用駐車場を設けることを規定している。機械式駐車場は管理者による人的な介助が可能であり、共同住宅等は利用者が限定されており、一般の人が利用することは想定されないことから除外する。
(2) 車いす使用者用駐車施設の仕様	●(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。こと。 ア〔1〕の項(1)のウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。  イ 幅は、350cm以上とすること。	⇒駐車施設の位置は、できる限り車いす使用者の負担を軽減するため、車いす使用者が主に通行する経路に対して最短となる位置に設けることを求めている。  ⇒「350cm」とは、車いす使用者の、乗降用スペース140cmに車体分スペース210cmを加えた幅である。
(3) 駐車場内通路	●(3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、〔6〕の項の通常の整備基準(1)から(4)までに定める構造とすること。	⇒「車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口」とは建物内出入口と駐車場出入口とを両方含んでいる。建物内出入口から車いす使用者用駐車施設へ通ずる経路上には敷地内の通路があり、駐車場出入口から車いす使用者用駐車施設へ通ずる経路上には駐車場内の通路がある。これらの通路を通行する視覚障害者には運転手等の視覚障害者以外のものが必ず同行するため、敷地内の通路の視覚障害者対応にかかる規定は適用しない。

<車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場>



<駐車場の案内標識の例>

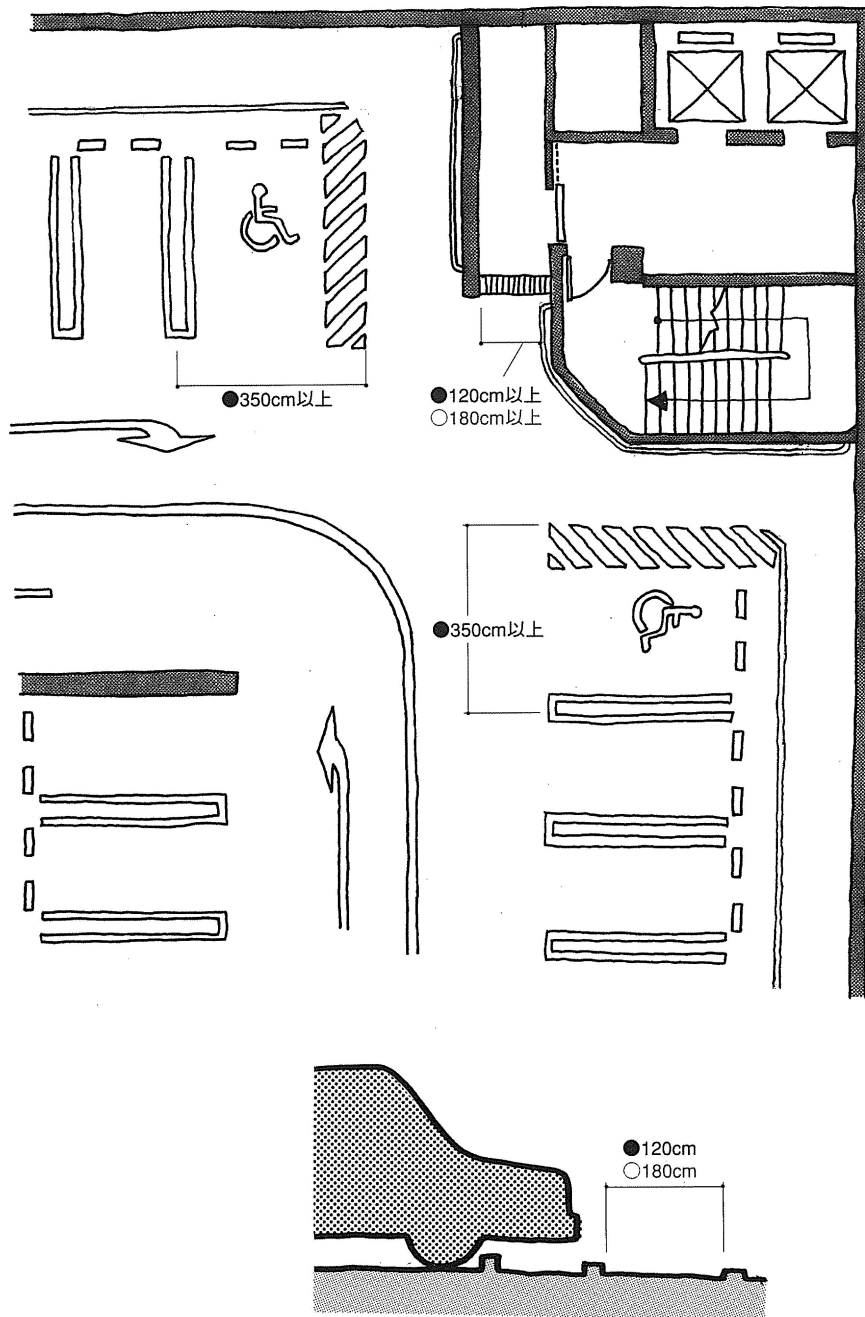


- : 通常の整備基準    ○ : 誘導基準    無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準

## ■計画・設計上の配慮事項■

設置	①地下駐車場、立体式駐車場には、車いす使用者が利用可能なエレベーターを1箇所以上設ける。
スペース	①車体用スペース床面に障害者シンボルマークを塗装表示し、乗降用スペース床面は、斜線で塗装表示する。 ②屋外の駐車スペースには、消融雪設備を設ける。
通路	①歩行者と車の動線は、歩行者の安全に配慮し可能な限り分離する。 ②冬期間には、除排雪又は消融雪設備により安全な通行動線を確保する。 ③雪や雨に濡れても滑りにくく、平坦な仕上げとする。
屋根・ひさし	①駐車スペース及び通路には、積雪等に配慮して屋根又はひさしを設ける。
誘導	①進入口には、障害者用駐車スペースが設置されていることがわかるよう表示するとともに、駐車スペースに至るまで、誘導用の標識を設ける。

<屋内駐車場の整備例>



- : 通常の整備基準      ○ : 誘導基準      無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準



# 建築物

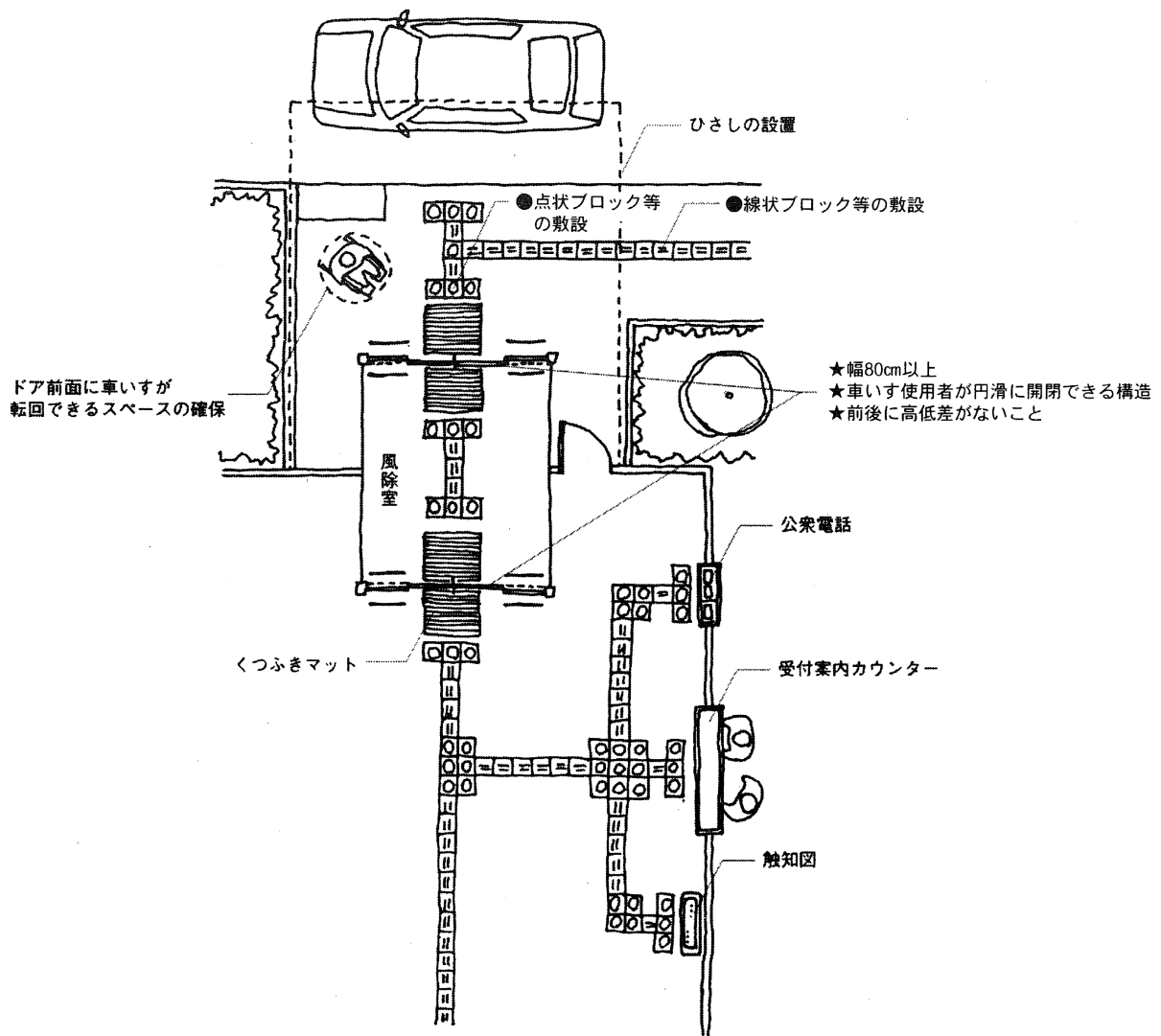
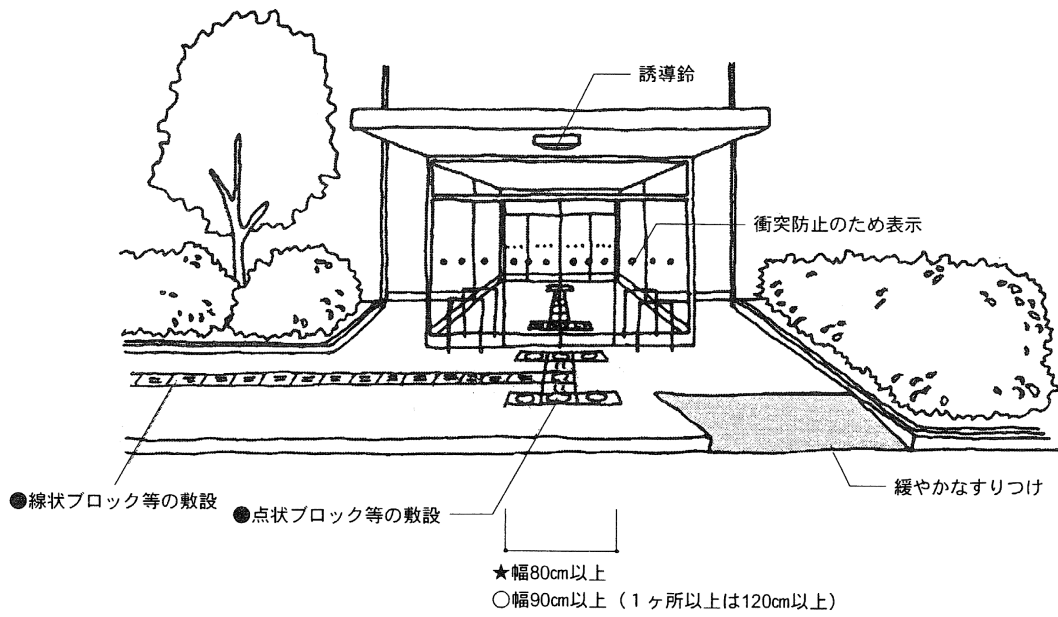
## 〔13〕案内設備までの経路

### ●基本的考え方●

視覚障害者が利用する案内設備までの経路は、線状ブロック、点状ブロック等により円滑に利用できるようにする必要があります。

項目	<b>●通常の整備基準</b> <b>★経路の整備基準</b> <i>○バリアフリー法誘導基準</i>	整備基準の解説
(1) 視覚障害者移動等円滑化経路の設置  (2) 経路の構造  ・線状ブロック等の設置  ・点状ブロック等の設置	<p>●(1) 道等から案内設備又は案内所までの経路（多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）は、そのうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者移動等円滑化経路」という。）とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア 道等から案内設備までの経路が主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合</p> <p>イ 建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)のア及びイの構造である場合</p> <p>●(2) 視覚障害者移動等円滑化経路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 当該視覚障害者移動等円滑化経路に、線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>イ 当該視覚障害者移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(ア) 車路に近接する部分</p> <p>(イ) 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分。ただし、次に掲げる部分を除く。</p> <p>a 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分</p> <p>b 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分</p> <p>c 段がある部分又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等の部分</p>	<p>⇒「案内設備」とは、「[11] 案内表示(3)」の項に規定するものをいう。</p> <p>⇒「建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき」る場合とは、</p> <p>①ホテルの入口等で、常時勤務している人により誘導が可能な場合</p> <p>②百貨店等で受付が入口の正面にある場合等が考えられる。</p> <p>⇒「音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備」とは、誘導鈴、音声誘導設備等をいう。</p>

<視覚障害者移動等円滑化経路の整備例>



- : 通常の整備基準      ○ : 誘導基準      無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準

## 建築物

### 〔 1 4 〕 洗面所

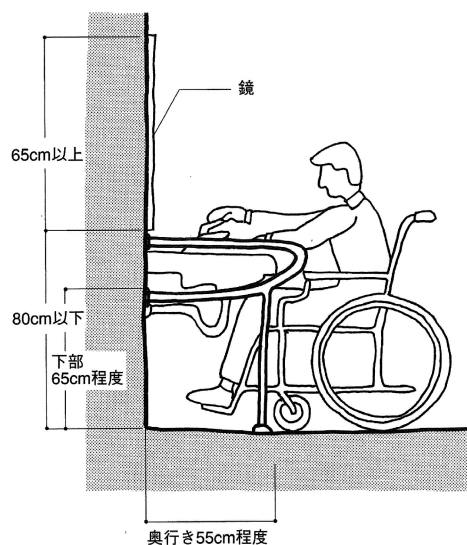
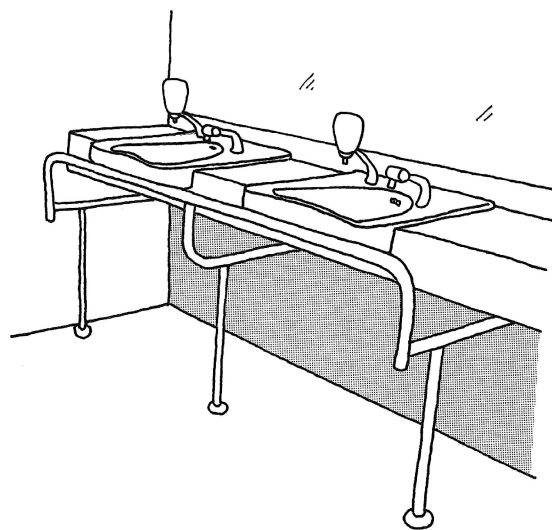
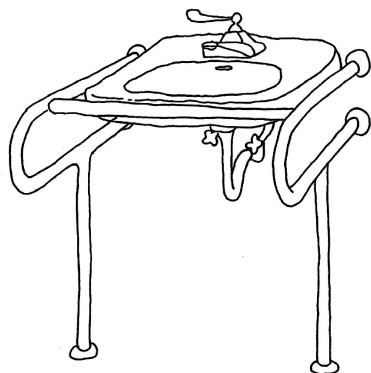
#### ●基本的考え方●

洗面所を設置する場合は、1以上を高齢者、障害者等の利用に配慮したものとし、車いす使用者が円滑に利用できるものとする。

#### ■計画・設計上の配慮事項■

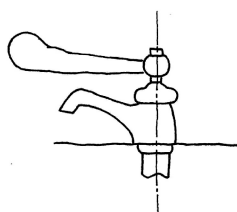
スペース	①洗面所には、車いす使用者の方向転換に必要なスペース（140cm程度）を確保する。
洗面器	①洗面器の高さは、車いす使用者や幼児が容易に利用できる高さとし、下部に高さが65cm程度、奥行きが55cm程度のフットレストが入るスペースを設ける。 ②洗面器は、体を支えて使用できるよう、カウンター方式か手すりを設置することが望ましい。
水洗器具	①車いす水洗器具は、レバー式、光感知式など弱い力でも操作しやすい形状のものとし、車いすに乗ったままでも容易に手が届く位置に設ける。 ②蛇口は、水が跳びはねないものを使用する。 ③視覚障害者のために、冷温水の区分を点字により表示する。
トラップ	①車いすの支障とならないよう横引きタイプ（Pトラップ）のものとする。
鏡	①車いす使用者の利用を考慮して、鏡は大型のものを使用し、床上80cm以下の高さから上方へ65cm以上の長さのものを取り付ける。 ②垂直鏡の取付けが困難な場合は傾斜鏡を設置する。
床仕上げ	①床面は濡れても滑りにくい仕上げとする。
その他	①タオル、石鹸などを備える場合は、車いす使用者が使いやすい位置に設ける。 ②洗面器の隣に荷物置き棚を設ける。

<洗面器の例>

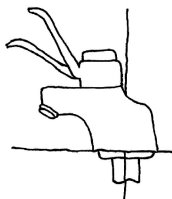


<水洗器具の例>

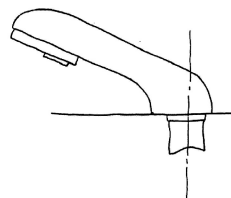
レバー式立水栓



レバー式混合水栓



自動水栓 (光感知式)



- : 通常の整備基準      ○ : 誘導基準      無印 : 計画・設計上の配慮事項
- ★ : 移動等円滑化経路の整備基準